

# 農地バンクを活用した事業規模拡大の方法とその活用メリット

清水中小企業診断士事務所  
中小企業診断士

清水 康雄

わが国農業の大きな課題として、農業生産性の向上と生産コストの削減が挙げられます。農家の経営規模を拡大することで、これらの課題解決を図ることができそうですが、そのためには、規模拡大に意欲のある專業農家等の担い手に農地を効率よく集約する必要があります。

農地バンク制度は、農地を貸したい農家と借りたい農家の間を仲介して農地を効率的に集約するとともに耕作放棄地解消を推進する仕組みで、県・市町村と関係機関およびJAが連携して運営しています。

## 1 農地バンクとは

農地バンク（農地中間管理機構）は、県の第3セクターが運営する「信頼できる農地の中間的受け皿」です。三重県では、公益財団法人三重県農林水産支援センター（松阪市）が、その役割を担っています。

農地を貸したい人から農地を借り受け、必要な場合には大区画化等の条件整備を行って、まとまった使いやすい農地を借りられるようになります。

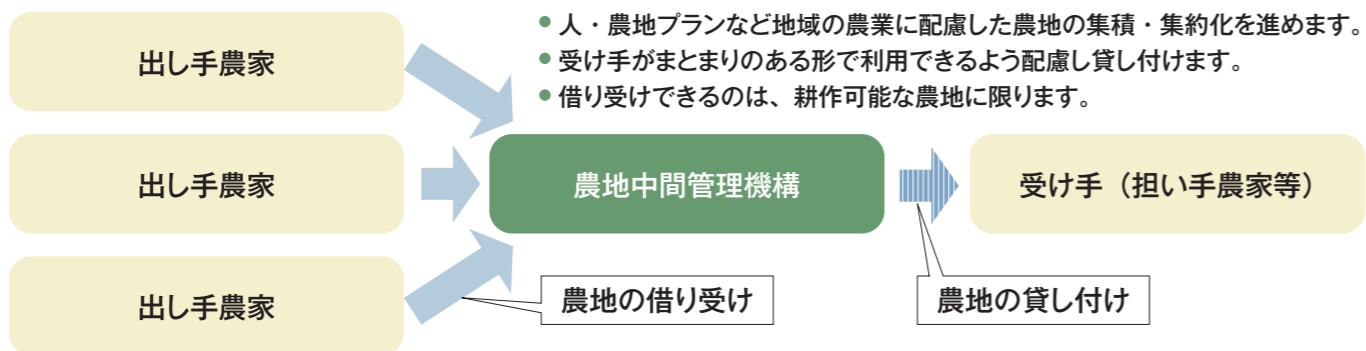
## 2 活用の仕組み

地区農業の将来の設計図である「人・農地プラン」に基づいて、地区の農業振興地域内の耕作可能な農地の集積・集約を推進します。

### 【農地バンクの仕組み】

- 高齢でリタイアしたいなどの理由で農地の貸し付けを希望する農家が、農地を有効活用してくれる農家に貸したいときに、農地バンクに申し込む。
- 経営規模拡大や新規就農、あるいは分散した農地をまとめたい等で農地の借り受けを希望する農家は、農地バンクが定期的に行う公募に応募する。

### 農地中間管理事業の仕組み



(出所) (公財)三重県農林水産支援センターウェブサイト (<https://nouchi-mie.jp/kikou.html>) から

申し込みは市町村やJA経由でも可能。  
農地バンクは、貸し付けの申し出のあった農地と借受希望者をマッチングさせて、地域の農地利用の将来の姿である農用地利用集積計画に基づいて、出し手と受け手と農地バンク3者の貸借契約を締結して貸し付ける。

## 3 活用のメリット

農地バンク活用による両者のメリットは次のとおりです。

### 《農地を貸したい農家》

- ☑ 農地バンクが公的機関なので安心して貸すことができ、賃料の取り漏れや耕作放棄地になる心配がない。
  - ☑ 農地を貸し付けた後の経営転換やリタイアへの経営転換協力金交付、地域の農地をまとめて農地バンクに貸し付けると地域集積協力金の交付を受けることができる。
  - ☑ 貸付相手が農地所有適格法人の場合、その構成要員となることが認められていて、貸出後も法人の農業経営に関与することが可能。
- また、農地所有適格法人には、農地取得の負担軽減のため農地バンクが農地を現物出資することも認められている。

### 《農地を借りたい農家》

- ☑ ニーズに合わせてまとまった使いやすい農地が借りられる。
- ☑ 出し手の農家と個別に交渉する必要はなく、農地バンクと相談することで農地が借りられる。

## 4 三重県内での活用事例

玉城町原地区は、かつて次郎柿の栽培が盛んでしたが、農家の高齢化で遊休農地が増加していました。県から町にキウイフルーツ産

地化の地区選定依頼があり、当地区が候補地となったことで、栽培参入を希望する農園も現れました。そこで、人・農地プラン関係者等で説明会開催や地権者との協議を重ねて全地権者の意向を固め、農地7・3鈔に耕作条件改善事業を実施して飛び地のない1つの団地に集約し、農園に貸し出すことでキウイの地域ブランド誕生を実現しました。

## 5 さらに利用の促進

農地バンクでは、令和5年度頃までに担い手による農地利用が全農地の8割になることを目標としています。令和元年度で全国の取扱面積（転貸面積）は約25万4000鈔、担い手の利用シェアは57.1%となっています。三重県では、元年度で転貸面積2135鈔、担い手シェア38.9%となっていて、三重県全体の耕地面積は5万8400鈔です。で転貸面積は3・7%に相当します。

最近では、以前に比べて農地が借りやすくなっており、土地利用型農業が盛んな地域では水田耕作面積が100鈔を超える大規模経営も珍しくありません。農家同士の個別の話し合いでも借り受けることができそうですが、その場合自前農地の隣地など農機移動等が負担なくできるケースは多くはないようです。どうしても転々とした飛び地となってしまう、せっかく大規模経営を実現しても生産効率の改善には課題を残すことが多いのが実態です。農地バンクは農地の集積・集約も併せて行っていますので、効率的な農地利用の実現に向けてさらに農地バンク利用の促進が期待されます。